

手順書: 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連

17. 中心静脈カテーテルの抜去(7-1)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(発熱の有無、食事摂取量等)及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、中心静脈に挿入されているカテーテルを引き抜き、止血するとともに、全長が抜去されたことを確認する。抜去部は、縫合、結紮閉鎖又は閉塞性ドレッシング剤の貼付を行う。縫合糸で固定されている場合は抜糸を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

1. 中心静脈栄養が不要になった場合
2. 中心静脈からの輸液、投薬が不要になった場合



病状の範囲外

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態の変化なし
- バイタルサインの変化なし
- 出血傾向がない
- 中心静脈カテーテル挿入創に感染がない



担当医師に直接連絡し指示をもらう

病状の範囲内

安定
緊急性なし



【診療の補助内容】

中心静脈カテーテルの抜去



担当医師に直接連絡し指示をもらう

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識状態の悪化
 - バイタルサインの悪化
 - 出血傾向
 - 中心静脈カテーテル挿入創の感染
 - 抜去後：抜去したカテーテルの先端部の断裂
- どれか一項目でも該当するものがあれば担当医に連絡



【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医師



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 担当医師の携帯電話に直接連絡
2. 診療記録への記載